

真の働き方改革の実現を求める決議

安倍内閣が「同一労働同一賃金の実現」「長時間労働の是正」「柔軟な働き方がしやすい環境整備」を謳った「働き方改革関連法」が昨年成立しました。

特に、残業代ゼロ制度(高度プロフェッショナル制度)は、通常残業、深夜残業、休日残業の労働時間の規制をなくし、48日間24時間連続労働を命じても違法にはならない、長時間労働・過労死を促進するというものです。厚労省の労働政策審議会で、具体的要件などを定めた省令・指針が決定されました。対象業務は、「金融商品の開発」「ディーリング」「アナリスト」「コンサルタント」「研究開発」の5業務で、「年収は1075万円以上」という内容ですが、今後、対象業務を広げたり、年収を引き下げる恐れもあり、充分注意して監視する必要があります。

同制度の導入は労使委員会で決定しなければならず、労働者が反対すれば導入はできません。労使委員会で決定しても、本人同意がないと導入できないし、いったん同意しても撤回できる条項も盛り込まれました。全労連も連合も、使用者から提案されても拒否して導入させない方針を決めています。

労働時間は原則週40時間1日8時間。それを超えるには36協定の締結と労働基準監督署への届出が必要で、これは「改正」労働基準法でも同じです。時間外労働は基本月45時間・年360時間の範囲内に収めるべきとする法の趣旨をふまえ、安易な「特別条項」(単月100時間未満、2~6カ月の各期間平均で月80時間以下)を認めないようにしましょう。

やむを得ず深夜に及ぶ時間外労働が発生した場合の健康確保措置として、11時間以上の勤務間インターバル制度の協定化を進めましょう。

均等待遇・格差是正を口実にした正社員の労働条件引き下げは、改正法の趣旨に反するもので断固拒否します。

36協定をはじめとする労働協約の締結に向けたたたかいを重視し、時間外労働と休日労働、年次有給休暇、フレックスタイム制度、高度プロフェッショナル制度、正規とパート・有期・派遣労働者との間の均等・均衡待遇等、働き方に関する多くのルールが変わる中、たたかいで勝ち取った使える規定は大いに活用し、悪法については職場に絶対にいれさせず、制度廃止へと追い込む運動を広げることが課題となります。

安倍内閣が固執し、財界が最も重要と考えている裁量労働制の対象拡大、解雇自由へとつながり労働組合の弱体化を狙った手段ともなりうる解雇の金銭解決制度、労働法制による保護を受けさせない「雇用されない働き方(請負・業務委託)」の拡大等に対して待ったをかける運動を進めていくことが重要になっています。

私たち金融労連は、安倍内閣の『働き方改革』の狙いとその本質を多くの労働者に宣伝し、国民や働く仲間と連帯して、8時間働けばまともに暮らせる「真の働き方改革」の実現を目指します。

以上、決議する。

2019年9月15日
全国金融労働組合連合会
第14回定期全国大会